

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長

鴨川市規則第11号

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則（令和2年鴨川市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

3～10
------

」を「

3～13
------

」に、「

+10
-----

」を「

+13
-----

」に、

「

+3
----

」を「

+5
----

」に、

保護者が市外に在住している場合（市内に転入予定がある場合又は市内に勤務地がある場合を除く。）
--

を

「

保護者が市外に在住している場合（市内に転入予定がある場合を除く。）
-----------------------------------

」に改める。

別記第3号様式中

「

理由	
----	--

」を

「

取消年月日	
理由	

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日以後の教育・保育施設等の利用に係る調整について適用し、同日前の教育・保育施設等の利用に係る調整については、なお従前の例による。